



土壌汚染対策費

平成30年度予算（案）
314百万円（291百万円）

事業目的・概要等

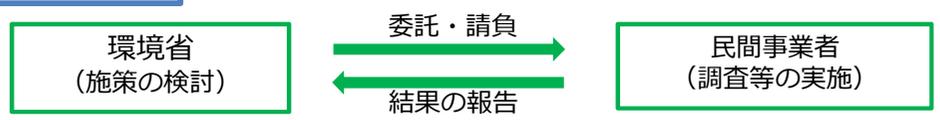
背景・目的

- 平成21年に改正された土壌汚染対策法の施行から5年が経過したことから、法に基づき施行状況を検討した結果、土地の汚染状況の把握が不十分であること、汚染の除去等の措置に係るリスク管理が不十分であること、リスクに応じた規制の合理化が必要であることが明らかとなった。
- これらの課題を解決し、土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大、汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設、リスクに応じた規制の合理化などの規定を盛り込んだ土壌汚染対策法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が平成29年5月に可決成立。改正法の円滑な施行に向け、所要の措置を講ずる必要がある。

事業概要

- 土壌汚染に係るリスク管理の推進
- 土壌汚染状況調査・対策の実施状況管理システムの構築。
- 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインの改定等。
- 汚染到達範囲計算ツール及び措置完了条件計算ツールの構築。
- 自然由来等土壌の活用に係る知見の整理・検討。
- 指定調査機関に係る手引きや業務品質管理に関するガイドラインの改定。
- 自治体や指定調査機関を対象とした説明会、研修等の実施 等。
- 生活環境等の保全に係るリスク管理の検討
- 土壌汚染による生活環境等への影響に関する実態把握 等。
- その他土壌汚染対策関係法令の着実な実施に向けた施策の推進

事業スキーム



期待される効果

- 改正法の円滑かつ着実な施行により、土壌汚染状況の的確な把握と、リスクに応じた適切かつ合理的な対策の実施を一層推進。
- 土壌汚染対策関係法令の着実な実施により、国民の健康保護に資する。

イメージ

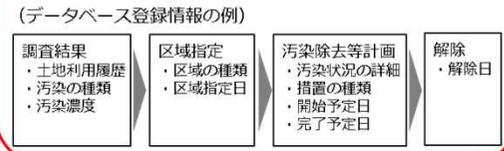
改正法の着実な施行に向けた事業の実施

○土壌汚染状況調査・対策の実施状況管理システムの構築

個別の土地ごとの調査実施状況、土壌汚染状況、区域指定状況、汚染除去等計画の作成・実施状況等について、関係者間で共有、公表、解析等を実施するためのシステムを構築。

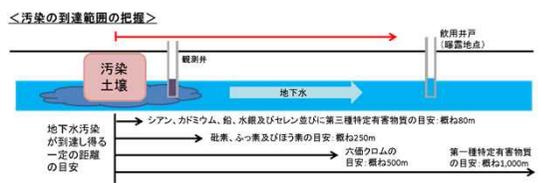
土壌汚染状況調査・対策の実施状況管理システム

- ・個別の案件ごとに、調査実施状況、土壌汚染状況、区域指定状況、汚染除去等計画の作成・実施状況等、逐次の状況をデータベース化
- ・全国での調査対策実施状況等を集計・解析



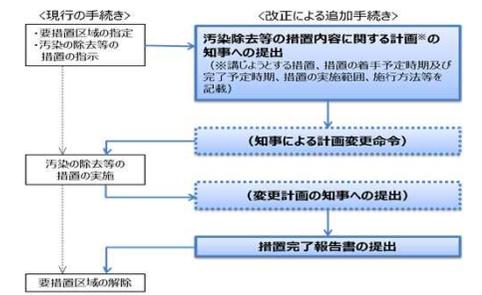
○汚染到達範囲計算ツール及び措置完了条件計算ツールの構築

個別サイトに即したリスク評価に基づく区域指定の設定、及び要措置区域におけるリスク評価に基づく措置の完了条件の設定のための各計算ツールを作成。



○調査及び措置に関するガイドラインの改定等

改正法の円滑な施行のため、調査及び措置に関するガイドラインを改定。併せて、対策事業者や自治体等が汚染除去等計画の作成や臨海部の工業専用地域の区域指定の申請等を行う上で参考となる技術資料等についても作成。



○自然由来等土壌の活用に係る知見の整理・検討 等

自然由来等土壌の同一地層がある他の指定区域への移動や水面埋立等での活用に向け、汚染の拡散防止を図りつつ、事業者が活用しやすいような方法に係る知見の整理・検討を実施 等。



※その他に、生活環境等の保全に係るリスク管理検討事業や土壌汚染対策関係法令に係る調査・対策事業も着実に実施。

土壌汚染に関する適切なリスク管理の推進

